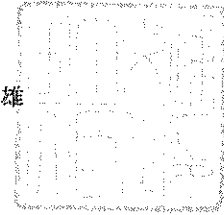


認定書

国住指第1912号
平成 16年 12月 15日

安田工業株式会社
代表取締役 櫻井 茂彦 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第8条の3の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TBFC-0009

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

厚9.0mm又は厚9.5mm構造用合板/ステンレススクリューリングくぎSU-#12×45又は鋼製スクリューリングくぎST-#12×45/くぎピッチ外@10cm中@20cm/枠組壁工法耐力壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

3.1の倍率を有する耐力壁と同等以上の耐力を有する耐力壁

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

構造の概要

1. 面材等の概要

耐力壁に用いる面材の概要は以下のとおりである。

(1) 面材の名称

構造用合板

(2) 面材の規格、品質

面材は平成15年農林水産省告示第233号の合板の日本農林規格に適合する構造用合板とする。面材の品質は表1に示す。

表1 構造用合板の品質

項目	品質
接着の程度	特類、1類
強度の等級	1級、2級
板面の品質	C-C以上
構成単板	積層数3以上

(3) 面材の寸法と許容差

面材の寸法と許容差を表2に示す。

表2 面材の寸法と許容差

厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	許容差(mm)		
			厚さ	幅	長さ
9.0	910	2,730	+0.8	+0	+0
9.5	1,000	3,030	-0.5	-3.0	-3.0

(4) 面材の取り付けに用いるくぎ

面材の取り付けに用いるくぎは、ステンレススクリューリングくぎ又は鋼製スクリューリングくぎとする。詳細は表3および図1に示す。

表3 くぎの種類と仕様

種類	呼称	寸法(mm)	材質
ステンレススクリューリングくぎ	SU-#12×45	長さ 45.0 胴部径 2.80 頭部径 9.2	JIS G 4309-(1994)の SUS304-W2 及び SUS304J3-W2
鋼製スクリューリングくぎ	ST-#12×45		JIS G 3532-(1993)のく ぎ用鉄線 SWM-N 又は これらと同等以上の機 械的性質を有する鉄線

2. 耐力壁の適用範囲

構造用合板を使用した耐力壁の適用範囲は、枠組壁工法住宅とする。枠組壁工法の仕様は、平成13年国土交通省告示第1540号（以下「告示第1540号」という。）、第1541号（以下「告示第1541号」という。）による。

3. 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 枠組材

1) 耐力壁を構成する枠組材（たて枠、上枠、下枠、頭つなぎ等）の断面寸法は、告示第1541号第1第4号の規定による枠組壁工法構造用製材とする。

2) 枠組材の品質は、告示第1540号第2第1号の規定による枠組壁工法構造用製材とする。

3) たて枠間隔は、500mm以下とする。

4) 枠組材相互の緊結は、告示第1540号第5第15号の規定による。

(2) 面材の取り付け方法

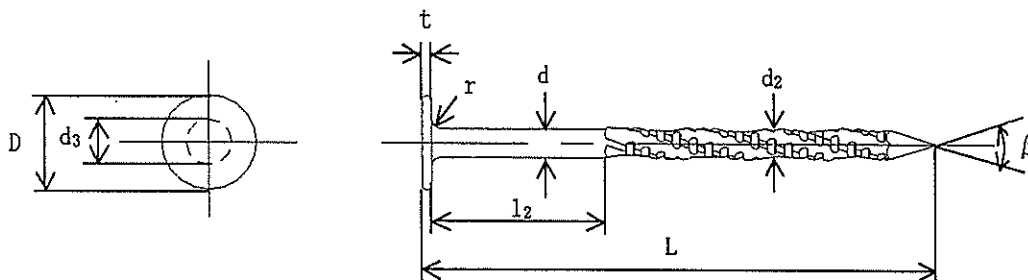
1) 面材は、枠組材（たて枠、上枠、下枠等）に直に打ちつける。

2) 面材の取り付けには、ステンレススクリューリングくぎ又は鋼製スクリューリングくぎを用いる。

3) くぎ打ち間隔は、外周@10cm以下、中通り@20cm以下とする。

4) くぎの縁端距離（面材端部とくぎの間隔）は、たて枠10mm、上下枠19mm以上とする。

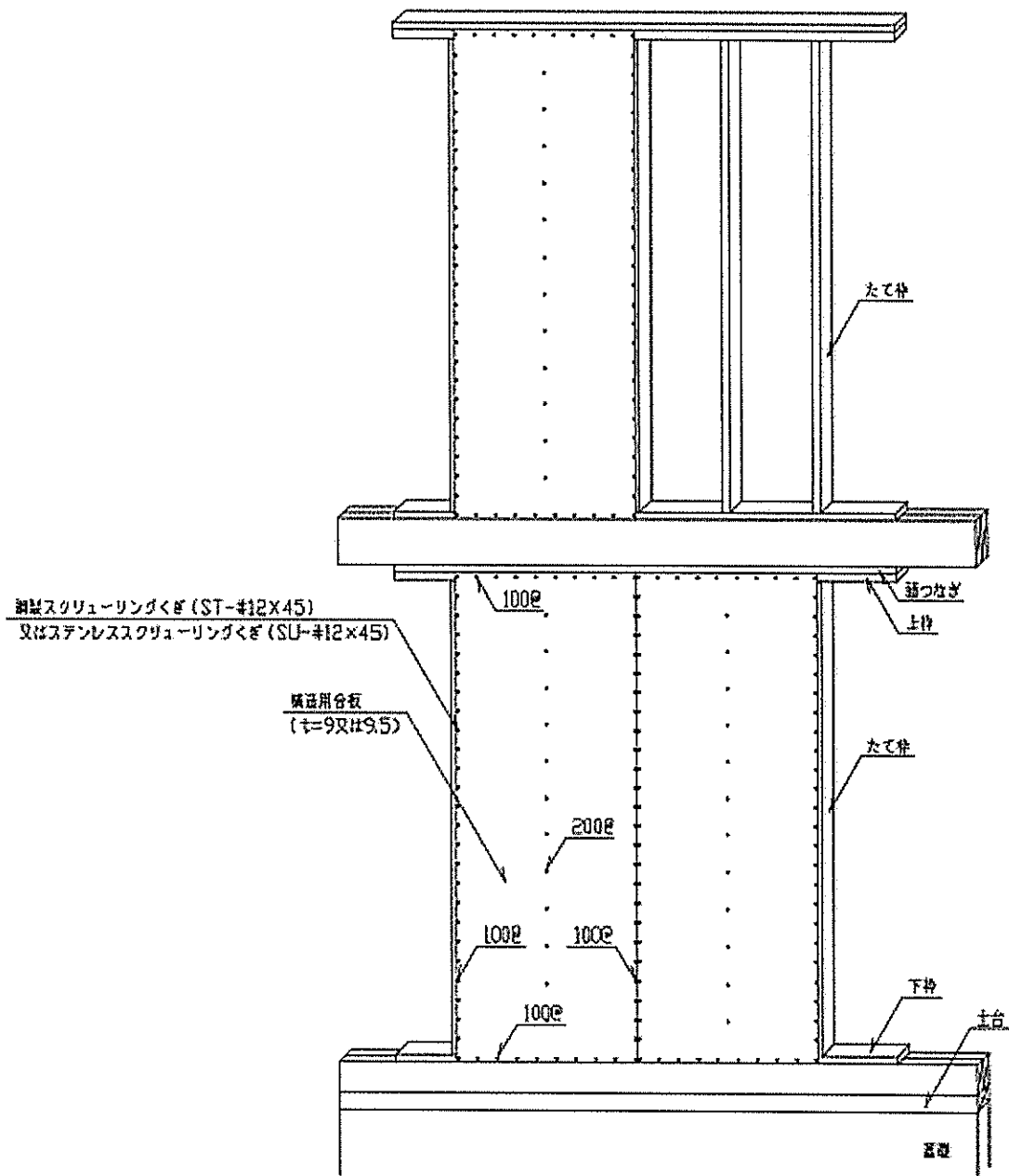
(3) 施工詳細図は、図2に示す。



スクリーリングくぎの仕様

記号	ST-#12×45	SU-#12×45
材質	鋼製	ステンレス製
材質規格	JIS G 3532-(1993)のくぎ用鉄線 SWM-N 又はこれらと同等以上の機械的性質を有する鉄線	JIS G 4309-(1994)の SUS304-W2 及び SUS304J3-W2
全長 L	45.0 ± 1.5 mm	
胴部長 l ₂	16.0 ~ 20.0 mm	
頭部径 D	9.20 ± 0.60 mm	
胴部径 d	2.80 ± 0.03 mm	
スクリーリング部径 d ₂	3.15 ± 0.15 mm	
頭厚 t	0.95 ± 0.10 mm	
尖端 β	35°	
首下補強アール r	0.8 mm	
首下補強径 d ₃	4.40 mm	

図1 スクリーリングくぎの仕様と詳細図 (mm)



施工図

図2 施工詳細図 (mm)